

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課成年後見制度利用促進室 パブリックコメント担当 宛

「第二期成年後見制度利用促進基本計画（案）」に関するご意見の募集について

任意項目	
氏名	北海道社会福祉士会釧根地区支部
必須項目	
提出意見 (2000 字以内)	<p>該当ページ：15 頁 該当箇所：Ⅱ 2 (2) ③</p> <p>「後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等については、併せて検討される必要がある」とあるが、私たちが担う地域においては、申立費用・報酬の助成制度を、首長申立てに限定している自治体があり、予算の範囲内でしか助成等されない現状がある。国から繰り返し通知等が行われても結果として、予算措置されず改善されない。</p> <p>「後見人等の報酬のあり方は、後見人等が選任される際に期待された役割を後見人等がどのように果たしたかという評価の問題」とあるが、これは、その前提として、本人に十分な財産がある場合や自治体が申立費用・報酬の助成制度を予算措置している場合に限られる。</p> <p>そのため、「全国どの地域においても、本人の所得や資産の多寡にかかわらず、成年後見制度を適切に利用できるようにすることが重要である」とあるが、各自治体の運用に関わらずに申立費用・報酬の助成制度が一律であることが、「後見人等の適切な報酬の算定」具現化することの基盤である。</p> <p>その基盤を整備せずに、「後見人等の適切な報酬の算定」を検討したところで、結果としては、自治体の予算の範囲内に留まることが想定される。例示されているような専門性を発揮したとしても、評価されないこととなる。</p> <p>繰り返しになるが、「後見人等の適切な報酬の算定」のためには、本人に十分な財産がある場合や自治体が申立費用・報酬の助成制度を予算措置している場合に限られる。</p> <p>「後見人等の適切な報酬の算定」と合わせて、「本人の所得や資産の多寡にかかわらず、成年後見制度を適切に利用できるようにする」ためには、申立費用・報酬の助成制度を法制度化し、自治体が適切に予算化するよう、本計画（案）に明記することを求める。</p>